

Proceedings in Court Monday 3 June 46

○極東國際軍事裁判速記録 第八號

亞米利加合衆國、中華民國、大不列顛愛蘭聯合王國、「ソビエツト」社會主義共和國、聯邦、瀋洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、和蘭王國、新西蘭、印度及比律賓國

被告 荒木 貞夫 土肥原賢二
 橋本欣五郎 畑 俊六
 平沼騏一郎 廣田 弘毅
 星野 直樹 板垣征四郎
 賀屋 興宣 木戸 幸一
 木村兵太郎 小磯 國昭
 松井 石根 松岡 洋右
 南 次郎 武藤 章
 永野 修身 岡 敬純
 大川 周明 大島 浩
 佐藤 賢了 重光 葵
 嶋田繁太郎 白鳥 敏夫
 鈴木 貞一 東郷 茂徳
 東條 英機 梅津美治郎

昭和二十一年六月三日(月曜日)午前九時三十分開廷
 東京都舊陸軍省內極東國際軍事裁判所法廷ニ於テ

裁判所側出席者
 裁判長
 瀋洲聯邦代表
 ウイリアム・F・ウエツブ卿
 判事
 加奈陀代表
 E・スチユワート・マツクドウガ
 ル判事
 中華民國代表
 梅 汝 敷 氏

佛蘭西共和國代表
 アンリ・ベルナル氏
 和蘭王國代表
 パーナード・ジイクター・A・ロー
 リング氏
 新西蘭代表
 エリマ・ハーベ・ノースクロフ
 ト判事
 「ソビエツト」社會主義共和國
 聯邦代表
 I・M・ザリヤノフ判事
 大不列顛愛蘭聯合王國代表
 パトリック
 亞米利加合衆國代表
 ジョン・P・ヒギンス判事
 印度代表
 ラダ・ビード・バル判事

檢事側出席者
 主席檢察官
 亞米利加合衆國代表
 ジョセフ・B・キナン氏
 參與檢察官
 亞米利加合衆國代表
 フランク・タブナー・J R氏
 中華民國代表
 向 哲 潜 氏
 大不列顛愛蘭聯合王國代表
 A・S・コミンズ・カー氏
 「ソビエツト」社會主義共和國
 聯邦代表
 S・A・ゴルンスキー氏
 S・Y・ローゼンブリット大佐
 瀋洲聯邦代表
 A・J・マンズフィールド氏
 加奈陀代表
 H・G・ノーラン代將

辯護側出席者
 主席辯護人(亞米利加合衆國側)
 ビーバレー・M・コルマン海軍大尉
 補佐辯護人
 ローレンス・P・マツクマーナス氏
 被告荒木貞夫辯護人
 フランクリン・ワレン氏
 被告土肥原賢二辯護人
 アリステイデイズ・ラザラス中尉
 被告畑俊六辯護人
 サムウエル・J・クライマン大尉
 被告平沼騏一郎辯護人
 デイヴィッド・F・スミス氏
 被告廣田弘毅辯護人
 ジョージ・C・ウイリアムス氏
 被告星野直樹辯護人
 ウイリアム・ローガン氏
 被告木戸幸一辯護人

佛蘭西共和國代表
 ロベール・オネト氏
 和蘭王國代表
 W・G・F・ボルゲルホフ・マル
 デル氏
 A・T・ラヴアージ氏
 新西蘭代表
 R・H・ウイリアム代將
 印度代表
 ゴビンダ・メノン氏
 比律賓代表
 ペドロ・ロベス氏

辯護側出席者
 主席辯護人(亞米利加合衆國側)
 ビーバレー・M・コルマン海軍大尉
 補佐辯護人
 ローレンス・P・マツクマーナス氏
 被告荒木貞夫辯護人
 フランクリン・ワレン氏
 被告土肥原賢二辯護人
 アリステイデイズ・ラザラス中尉
 被告畑俊六辯護人
 サムウエル・J・クライマン大尉
 被告平沼騏一郎辯護人
 デイヴィッド・F・スミス氏
 被告廣田弘毅辯護人
 ジョージ・C・ウイリアムス氏
 被告星野直樹辯護人
 ウイリアム・ローガン氏
 被告木戸幸一辯護人

辯護側出席者
 主席辯護人(亞米利加合衆國側)
 ビーバレー・M・コルマン海軍大尉
 補佐辯護人
 ローレンス・P・マツクマーナス氏
 被告荒木貞夫辯護人
 フランクリン・ワレン氏
 被告土肥原賢二辯護人
 アリステイデイズ・ラザラス中尉
 被告畑俊六辯護人
 サムウエル・J・クライマン大尉
 被告平沼騏一郎辯護人
 デイヴィッド・F・スミス氏
 被告廣田弘毅辯護人
 ジョージ・C・ウイリアムス氏
 被告星野直樹辯護人
 ウイリアム・ローガン氏
 被告木戸幸一辯護人

アルフレッド・W・ブルックス氏
 被告小磯國昭辯護人
 フロイド・J・マティス氏
 被告松井石根辯護人
 オウエン・カニンガム氏
 被告大島浩辯護人
 ジェームス・N・フリーマン氏
 被告佐藤賢了辯護人
 ジョージ・A・フアネス大尉
 被告重光葵辯護人
 エドワード・P・マツクドローモット氏
 被告島田繁太郎辯護人
 チャールス・B・コールドル氏
 被告白鳥敏夫辯護人
 チャールス・T・ヤング氏
 被告東郷重徳辯護人
 ベンブルース・ブレイクニール少佐
 被告梅津美治郎辯護人
 辯護人(日本側)
 菅 原 裕 氏
 被告荒木貞夫辯護人
 塚 崎 直 義 氏
 被告土肥原賢二及比被告大島浩辯護人
 林 逸 郎 氏
 被告橋本欣五郎辯護人

辯護側出席者
 主席辯護人(亞米利加合衆國側)
 ビーバレー・M・コルマン海軍大尉
 補佐辯護人
 ローレンス・P・マツクマーナス氏
 被告荒木貞夫辯護人
 フランクリン・ワレン氏
 被告土肥原賢二辯護人
 アリステイデイズ・ラザラス中尉
 被告畑俊六辯護人
 サムウエル・J・クライマン大尉
 被告平沼騏一郎辯護人
 デイヴィッド・F・スミス氏
 被告廣田弘毅辯護人
 ジョージ・C・ウイリアムス氏
 被告星野直樹辯護人
 ウイリアム・ローガン氏
 被告木戸幸一辯護人

辯護側出席者
 主席辯護人(亞米利加合衆國側)
 ビーバレー・M・コルマン海軍大尉
 補佐辯護人
 ローレンス・P・マツクマーナス氏
 被告荒木貞夫辯護人
 フランクリン・ワレン氏
 被告土肥原賢二辯護人
 アリステイデイズ・ラザラス中尉
 被告畑俊六辯護人
 サムウエル・J・クライマン大尉
 被告平沼騏一郎辯護人
 デイヴィッド・F・スミス氏
 被告廣田弘毅辯護人
 ジョージ・C・ウイリアムス氏
 被告星野直樹辯護人
 ウイリアム・ローガン氏
 被告木戸幸一辯護人

神崎 正義氏
被告畑俊六辯護人

宇佐美 六郎氏
被告平沼騏一郎辯護人

花井 忠氏
被告廣田弘毅辯護人

藤井 五一郎氏
被告星野直樹辯護人

山田 半藏氏
被告板垣征四郎辯護人

高野 敦雄氏
被告實屋與宣辯護人

穂積 重威氏
被告木戸幸一及ビ被告東郷茂徳辯護人

鶴澤 總明氏
被告松井石根及ビ被告白鳥敏夫辯護人

塩原 時三郎氏
被告木村兵太郎辯護人

三文字 正平氏
被告小磯國昭辯護人

小林 俊三氏(缺席)
被告松岡洋右辯護人
(松岡洋右缺席)

竹内 金太郎氏
被告南次郎辯護人

岡本 尚一氏
被告武藤章辯護人

奥山 八郎氏
被告水野修身辯護人

宗宮 信次氏
被告岡敬純辯護人

大原 信一氏(缺席)
被告大川周明辯護人
(大川周明缺席)

高柳 賢三氏
被告重光葵辯護人

高橋 義次氏
被告嶋田繁太郎辯護人

長谷川 元吉氏
被告鈴木貞一辯護人

清瀬 一郎氏
被告東條英機及ビ被告佐藤賢了辯護人

三宅 正太郎氏
被告梅津美治郎辯護人

言語部長
デイヴィッド・P・ホーンズテイン海軍
少尉

モニター
休憩前 林氏
休憩後 伊丹氏

通譯
休憩前 森氏、島内氏
休憩後 本野氏、巖本氏

○ウエップ裁判長 執行官 茲ニ極東國際軍事裁判所ノ開廷ヲ宣シマス

○ウエップ裁判長 大川、松岡兩被告ヲ除イテハ總テ被告ハ出席シテ居ルト思ヒマス、辯護人何カ申スコトガアリマスカ

○コールマン辯護人「アメリカ辯護人ヲ御紹介致シマス、ローレンス」氏ハ荒木被告ノ辯護人デアリマス、ローレンス」氏ハ土肥原被告ノ辯護人デアリマス、ウイリアム」氏ハ廣田被告ノ辯護人デアリマス、フリーマン」氏ハ佐藤被告ノ辯護人デアリマス、ブルックス」氏ハ小磯被告ノ辯護人デアリマス、ハワード」氏ハ木村被告ノ辯護人デアリマス、カニングハム」氏ハ大島被告ノ辯護人デアリマス、マクダーモット」氏ハ嶋田被告ノ辯護人デアリマス、コードル」氏ハ白鳥被告ノ辯護人デアリマス、マタイス」氏ハ松井被告ノ辯護人デアリマス

○ウエップ裁判長 記録ノ訂正ニ關シマシテ申出ガアリマスカ、是ハアトカラニスルコトニ致シタイト思ヒマス、次ノ要求ハ松岡被告カラ療養所ニ置イテ與レト云フ要求デアリマス

○ワレン辯護人 裁判所ハ被告松岡ノ身體ノ鑑定ヲ命令サレタノデアリマス、其ノ報告ハ既ニ法廷ニ提出サレテ居ルデアリマス、松岡氏ノ病氣ニ關シテ檢察官側カラハ別ニ反對ハナイト思フデアリマス、松岡被告ハ當分ノ間病院ニ入院スルコトト、彼ノ養育ハ延期又ハ彼ノ名前ヲ起訴狀カラ削除スルコトヲ要求スルデアリマス、松岡氏ヲ「アメリカ」ノ病院カラ日本ノ病院ニ移スコトノ申込ニ付テハ、既ニ「アメリカ」ノ病院當局ハ是非ソレヲヤツテ貰ヒタイト云フコトデアリマシタノデ、本法廷ニ只今ソレヲ報告致シマス、別ニ正式ナ申立ハゴザイマセヌガ、若シソレガ必要デアリマシタラバ早速致ス次第デゴザイマス、松岡被告ノ名前ヲ起訴狀カラ削除スルコトニ付テハ進ンデ申立テ致シマセヌガ、恐ラク檢察官側ハ此ノ名前ヲ削

除スルコトニハ反對デアラウト思ヒマス、少クトモ被告ガ此ノ審理ニ參加出來ルマデハ、本審理ヲ延期スルコトヲ何處マデモ願ヒタイト存ジマス

○キーンン檢察官 本裁判所條例第十二條第四項Bニ於キマシテハ、此ノ問題ニ付テ十分ナ說明ガアルデアリマスカラ、更ニ追求スル必要ハナイト思ヒマス、本裁判所ハ松岡被告ノ審理ヲ中止スル判決ヲ爲ス權限ハナイト思フデアリマス、檢察官トシテハ松岡氏ガ何處ニ居ラレヤウトモ別ニ興味ハナイデアリマス

○ウエップ裁判長 法廷ハ本件ヲ考慮致シマシテ、結果ハ後程報告致シマス、同様ナ申出ガ大川周明ニ對シテ出サレテ居リマス

○ブルックス辯護人 此ノ件ニ付テハ、大川被告ノ精神鑑定ガ終ツタナラバ、彼ノ名前ヲ本起訴狀カラ削除スルコトニ付テ申立テタノデアリマス、五月三十日米軍基地病院カラ本法廷ニ大川被告ノ件ニ付テ文書ガ提出サレテアルデアリマスガ、此ノ基地病院ハ十分ナル手當ガ與ヘラレナイト云フコトデアリマス、日本側ノ病院ニ移スコトヲ申立テタノデアリマス、唯松岡被告ト大川被告ノ件ニ付テ違フ所ハ、大川被告ハ起訴事實ノ認否ハマダ行ツテ居ナイデアリマス、デアリマス、彼ノ名前ヲ起訴狀カラ削除スルカ、或ハ彼ニ關スル審理ヲ彼ガ十分ニ良クナルマデ延期スルコトヲ願ヒタイトデアリマス、少クトモ大川被告ガ正悪ノ區別ガツキ又ハ辯護人ト協力スル程度ニ良クナルマデ彼ニ關スル審理ヲ延期スルコトヲ願ヒタウゴザイマス、ソコデ本辯護人ハ法廷ニ對シテ大川被告ヲ東京帝國大學病院ニ移スコトヲ許可シテ戴キタイト思ヒマス、更ニ東京帝國大學病院内村先生ノ下ニ十分ナル治療ガ出來ルヤウナ状態ニ置イテ戴キタイト思ヒマス、大川被告ヲ「アメリカ」ノ病院カラ帝國大學病院ニ移スコトニ付テハ、聯合國最高司令官ノ許可ニ依ツテ出來ルト存ジマス

○ウエップ裁判長 首席檢察官殿

○キーナン檢察官 檢察官ト致シマシテ松岡、大川兩被告ノ名前ヲ起訴狀カラ削除スルコトニ付テハ、何等理由ガナイト主張スルノデアリマス、兩被告ガ全然無罪デアルト云フ證據ガナイ以上ハ削除出来ナイノデアリマス、被告ガ審理ニ参加出来ナイト云フ理由ノ下ニ彼等ノ名前ヲ起訴狀カラ削除スルコトニナラナイノデアリマス、大川ニ關シテハ檢察官ノ最モ興味アル問題ハ彼ガ社會ニ害ヲ及ボサナイ場所ニ置カレルトデアリマス。

○ブルックス辯護人 裁判所ノ許シヨ得マシテ申上ゲタイノハ、此ノ裁判ハ共通裁判デアリマス、デアリマスカラ公正ナル正義ニ基ク裁判ヲ行フナラバ少クトモ被告ノ名前ヲ起訴狀カラ削除スルカ、或ハ彼ノ審理ヲ延期スルカニ依ルノデアリマス、サモナケレバ此ノ裁判所ハ出来ルダケ速カニ本審理ヲ進行スルト云フ所ニ希望ガアリマスノデ、彼ノ名前ヲ削除シ或ハ彼ノ審理ヲ延期スレバ其ノ通り此ノ裁判ヲ進行スルコトハ可能ニナルノデアリマス、少クトモ被告ガ回復スルマデハ今ノ精神状態ハ起訴事實ノ認否モ、辯護人ト協力スルコトモ又證人ヲ訊問スルコトモ不可能ナノデアリマス。

○キーナン檢察官 檢察官側ト致シマシテハ、是等ニ關シマシテ何等新シイ事實ガアリマセヌノデ、斯ウ云フ工合ニ審理ヲ續行サレルコトニ反對致シマス。

○ブルックス辯護人 檢察官側ノ反對ハアリマシタケレドモ、本件ニハ十分ナル根柢ガアリマスノデ、後程ニ其ノ根柢ニ依ツテ各個別ニ公判シテ載クト云フコトガ一番宜イノデアリマスガ、其ノ事ヲ保留致シマス。

○ウエップ裁判長 裁判所ハ此ノ問題ヲ考慮シ後程判決ヲ致シマス。(通譯ナシ)

○マンズフィールド檢察官 檢察官側ト致シマシテハ先週書記局ニ對シテ動議ノ申立ヲ提出シテアリマス、但シ「コッビー」ガ澤山アリマセヌノデ判事各位ニ渡ラナカッタト云フコトニ對シテハ甚ダ遺憾ノ意ヲ表シマス、裁判所ト致シマシ

テハ申出ノ書面ニ書イテアリマスルコトヲ御聽キ下サルノデセウカ、ソレトモ休養ヲ宜セラレルノデアリマセウカ。

○ウエップ裁判長 本申立ノ寫ガ各判事ノ手許ニ届クマデ此ノ申立ヲ後廻シニスルコトニ致シマス、次ハ辯護人側ノ延期申立ニ關シテデアリマス。

○マタイズ辯護人 辯護人ト致シマシテ申上ゲマス、我々辯護人ハ本件ニ關シマシテハ能クマダ事情ヲ承知シテ居リマセヌ、僅カニ二週間以前ニ漸ク到着致シマシタ、而モ陸軍省ガ我々ヲコチラニ送ツテ呉レルマデハ何事モスルコトガ出来ナカッタヤウナ次第デアリマス、未知ノ國ニ來タバカリデナク、又新シイ問題ニ直面シテ居ルト云フコトヲ申上ゲマス、我々ト致シマシテハ、本件ヲ我々ガ能ク熟知スルニ至ルマデノ妥當ナル期間ヲ要求シテ居ルニ過ギナイノデアリマス、二週間居リマシタトハ云ヒマスルガ、本件ニ關シテ專念致シマシタノハ、ホンノ僅カ四、五日ニ過ギナイ次第デアリマス、詳細ナコトハ申上ゲマセヌガ、注射ヲシタリ色々ナコトデソレカラ回復スルト云フヤウナコトデ、非常ナ時日ヲ費シタ次第デアリマス、我々ノ持つテ居リマスル事務所モマダ十分出來テナイ次第デアリマス、書記並ニ「タイビスト」等モ、僅カ先週末ニ到着致シマシタヤウナ次第本月初メテ面談シタヤウナ次第デアリマス、米國側ノコトヲ申シマス、辯護人ト致シマシテ法廷ノ方ノ援助ニモナリ、同時ニ又日本人ノ辯護人ノ方ノ援助ニモナルヤウニ致シマスニハ、ドウシテモ妥當ナル期間ヲ戴カネバナラナイと思フノデアリマス、格別何日ト云フ工合ニ申スノデアリマセヌ、適當ナル期間ヲ與ヘ下サイマシタナラバ、私ノミナラズ、又他ノ同僚ニモ非常ニ幸ヒト存ズル次第デアリマス。

○キーナン檢察官 檢察官ハモウ本日此ノ審理ニ係ハルコトニ付テ準備ガ出來テ居ルノデアリマス、檢察官ハ本裁判所條例二十分即應シテ居ル次第デアリマシテ、各被告ハ數週間又ハ數箇

月間ニ互ツテ既ニ辯護人ヲ持チ、又「アメリカ」ノ辯護人ノ助力モ得テ居ルノデアリマシテ、檢察官ハ指定サレタ秩序ノ下ニ本審理ヲ進行ヲ主張スルノデアリマス、進行スルコトニ付テ準備ハ出來テ居リマス。

○ウエップ裁判長 辯護人側ハドノ位ノ期間ヲ要求シテ居ルノデアリマセウカ、我々ニハ其ノ申出ガアリマセヌ。

○マタイズ辯護人 私ハ既ニ妥當ナル期間ダツタラドノ程度デモ宜イト先程申上ゲマシタ、私ハマダ同僚ト此ノ問題ニ付テ話合ツタコトモゴザイマセヌシ、又同意シタ譯デアリマセヌガ、私ハ個人的ニ申上ゲマスナラバ約二週間ヲ要スルノデアリマス、私共ハ此處ニ參リマシテ短時日ノ間ニ色々ナコトガ分ツタノデアリマス、ソレハ此方ニ參リマシテ總テノコトニ付テ非常ニ時間ガ掛ルト云フコトデアリマス、例ヘバ我々ガ被告ニ話合デモ、又日本側辯護人ト話合デモ、非常ニ時間ヲ要スルノデアリマス、モウ一ツ附加ヘマセレバ、他ノ「アメリカ」辯護人ガドノ程度マデノ補助又ハ輔佐ヲ得テ居ルカト云フコトニ付テ、我々最近來タ者ハ存ジテ居リマセヌ、私ガ先程申上ゲタコトヲ換言スルナラバ、我々ガ若シ此ノ法廷又ハ日本側辯護人及ビ被告ニ何カノ役ニ立ツコトニナルノデアリナラバ、十分ナル妥當ナ準備期間ヲ必要トスルノデアリマス、サモナケレバ我々ハ何ノ爲ニ來タカ意味ガナイノデアリマス。

○キーナン檢察官 裁判所條例第三章第九條「パラグラフ」Cヲ御參照下サイ、其ノ條項ニハ、ハツキリト書イテゴザイマスヤウニ、公正ナル審理ノ爲ノ手續ガ示サレテ居リマス、其ノ條項中ニハ「被告ノ爲ノ辯護人、即チ各被告人ハ其ノ選擇ニ係リ辯護人ニ依リ代理セラレ、權利ヲ有ス」ト云フコトガ書イテゴザイマス、但シ本裁判所ハイツニテモ該辯護人ヲ拒否スルコトヲ得」ト云フコトガ書イテゴザイマス、此ノ權利ハ既ニ各被告ニ依ツテ十分ニ行使サレタ管デアリマス、又其ノ條項ニ依リマスト被告ハ辯

護人ヲ持つ權利ガアリマス、辯護人ノナイ場合ハ公判ノ裁判所ガ之ヲ任命スルコトニナツテ居リマスガ、未ダサウ云フ申出ハナイノデアリマス、申出ノナイ場合ニハ法廷ガ辯護人ヲ任命スルコトニナツテ居リマス、此ノ條例ハ日語ニ譯サレマシテ、疾クノ昔ニ被告ニ渡ツテ居リマスシ、起訴狀モ同様日本譯ガ出來マシテ、被告ノ方ニ渡ツテ居ルノデアリマス、本法廷ニ於ケル凡ユル審理ハ、最初カラ最後マデ總テ日本語ニ譯サレルコトニナツテ居リマス、斯カルガ故ニ檢察當局ト致シマシテハ、當法廷ニ對シ證據提出ヲ熱心ニ要求スル者デアリマス、同時ニ辯護人側ノ困難ナル状態ハ能ク諒解致シマス。

○ブレイクニー辯護人 被告全部ハ日本辯護人ヲ通ジテ「アメリカ」辯護人ノ選擇ヲ依頼サレタノデアリマスガ、一部分ヲ殘シテ殆ド其ノ「アメリカ」辯護人ヲ得タノデアリマス、最近此方ニ到着サレタ「アメリカ」辯護人ハ、彼等ノ取扱フ問題ニ付テ十分ナル認識ヲ得ル爲ニハ非常ニ時間ヲ要スルノデアリマスガ、大體二週間乃至三箇月デアリマス。

○ウエップ裁判長 當法廷ハ本件ヲ考慮致シマシテ後程其ノ結果ヲ報告致シマス。

其ノ次ニ上程サレル管ニナツテ居リマスノハ、辯護人側提出ニ關シマスル公開陳述ニ必要ナル時間ノ申立デアリマス。

○ブレイクニー辯護人 私ハ本申出ヲ米國人側辯護人ノ全部、否全部デアリマス、現在ノ申立ハ全部代表トシテ申スノデアリマス、現在ノ申立ハ全部「アメリカ」人ノ辯護人ヲ代表シテデアリマス、公開陳述ニ關スル時間ノ申立ニ關シマシテハ、檢察官側ノ申立ト混同シテ御考ヘ下サイマシタコトト思ヒマス、檢察官側ノ方ニモ御異存ハナイト思ヒマスガ、我々ノ方ニモ異存ハアリマセヌガ、正シイ秩序アル事務進行ニ關シマシテ色々ナ重複ダトカ、小サナコトガ起リマスコトハ省キタイト思ヒマス、隨テサウ云フ状態ニ於テ本法廷ニ申出ルコトハ遠慮致シマス。

○マンズフィールド檢察官 只今辯護人ヨリ提出

サレテ申立ハ不必要アルト存シマス、ナゼナラバ本裁判所條例第十五條C項ニ其ノ問題ニ付テハツキリ書イテアルノデアリマス、デアリマスカラ檢察官ト致シマシテハ、ソレニ付テ別ニ異存ハナイノデアリマス

○ブレックニー辯護人 私ノ指摘致シタイコトハ其ノ重要點ハ何カト申シマス、公開陳述ヲナス其ノ時期ノ問題デアリマス、ソレニ關シマシテハ「マンスフィールド」氏モ御異存ハナイト思ヒマス

○ウエップ裁判長 裁判所ハ本問題ヲ考慮シテ後程決定致シマス
次ノ問題ハ辯護人ノ申立デアリマシテ各個別事實調査ノ申立デアリマス

○ブレックニー辯護人 本申立ニ關シマシテハ、私ハ全部ノ辯護人ヲ代表シテ申上ゲマス、裁判所條例並ニ規定ニ依リマス、裁判所ハ各事實ニ關シテ各個別ニハツキリシタ理由ヲ擧ゲルト云フコトニナツテ居リマス、何カボヤツトシタ理由ヲ擧ゲナイト云フコトヲ私ハ要求致シマス、此ノ申立ニ依リマシテ辯護人ノ申上ゲタイコトハ裁判所ガ喜ンデ之ヲナシテ下サルト云フコトデアリマス、法廷ガ判決ノ理由ヲ御與ヘ下サル時ニ、例ヘバ某ト云フ男ガ殺人ヲシタト云フコトダケデナクテ、ドウ云フ工合ニシテト云フ詳細ニ互ツタの確ナル理由ヲ御示シ下サルコトヲ要求スルノデアリマス、是ハ従前或ル種ノ型ノ事件ニ關シマシテハ行ハレタコトデアリマス、新シイコトハ本件ニ關シマシテハ是ガ刑事事件デアルト云フコトデアリマス、本件ニ關シマシテ米國大審院ノ決定ヲ申上ゲルコトハ興味アルコトダト思ヒマス、ソレハ陪審官ノ居ナイ際ニ行ハレタコトデアリマス

○ウエップ裁判長 本裁判長ニ間違ヒガナケレバ是ハ單ニ上訴スル場合デアルト思フノデアリマス

○ブレックニー辯護人 「アッピール」ト云フ言葉、上訴ト云フコトニ付テ定義ヲ付ケナクテハナラスノデハナイカト私ハ裁判長思ヒマス、ハ

ツキリト申上ゲマスガ、本裁判所ニ於キマシテハ判決後「レヴィュー」即チモウ一度初メカラ之ヲ調べ見ルコト云フコトガ「アッピール」即チ上訴ト類似シタモノダト私ハ思ヒマス

○ウエップ裁判長 「レヴィュー」ハ判決ニ關シテダケデアリマス
○ブレックニー辯護人 「レヴィュー」ト云フコトニ關シマシテ今論議ガ行ハレテ居リマスガ、「レヴィュー」即チモウ一度取調ヲスルノニハ色色ナ事實、ソレニ達シタ過程ヲモウ一度検討シナクテハ、ソレヲ正當ト認メルコトガ出来ナイ筈デアリマスト云フヤウナ意味デゴザイマス、鬼ニ角本法廷ハ良心ニ從ヒ、歴史の裁判ノ意義ニ於テ茲ニ私達ノ申立ヲ採用サレ、各關係者ノ保護ヲ行ハレンコトヲ申出デル次第デアリマス

○ウエップ裁判長 裁判長ト致シマシテハ、更ニ、檢察官側ノ申出ヲ聽ク必要ハナイト思ヒマス、裁判長以下判事ハ法律ト云フコトニ付テハ能ク認識シテ居ルデアリマス、又本裁判所條例ニ關シテモ十分認識ガアルデアリマス、例モ今後檢察官側カラ理由ヲ聽ク必要ハナイト認メルノデアリマス

○ブレックニー辯護人 辯護人ト致シマシテハ、過去二三回行ハレマシタ裁判官控室ニ於ケルマダ記録ガ出来上ツテ居リマセヌノデ、本申立ハ其ノ儘ニシテ置イテ戴キタイト思ヒマス、裁判長閣下ノ判斷ヲ御願ヒ致シマス

○ウエップ裁判長 其ノ件ニ付テハモウ既に話濟ミデアリマシテ、新シイ被告ヲ更ニソレニ參加サセルト云フヤウナコトニ付テノ權限ハ、本裁判所トシテ認メナイノデ、ソレヲ新タニ提出サレルナラバ又考慮スルコトモ出来マセウ

○オマンズフィールド檢察官 本裁判所ニ於テハ、本動議ニ關スル起訴狀ノ本質ニ關シテ既に論議

○ウエップ裁判長 本件並ニ是ト、同様ノ事件ニ關シマシテハ、檢察官ノ意見ヲ聽ク必要ハアリマセヌ、既ニ我々ノ同僚判官ト一緒ニ、既ニ是ハ討論シタコトデアリマス、隨テ本申立ハ却下致シマス

○フアーネス辯護人 私ハ辯護人全部ヲ代表致シマシテ陳述スルノデアリマス、此ノ議論ハ、過去十日又ハ二週間以内ニ、最近來レタル辯護人ニ依ツテ申上テラレルノガ、適當デアルト存ズルデアリマスガ、併シ此ノ申立ガ準備サレタ時ニハ、彼等ハマダ此ノ裁判所ニ記録モサレテ居ラナイシ、又被告モ決ツテ居ラナカツタ次第デアリマス、ソコデ今朝此ノ申立ヲ提出シタノデアリマス、此ノ申立ハ一九四六年五月二十五日、豫備の申立ハ一九四六年五月二十五日マデニ、提出サレルコトニナツテ居リマシタガ、時間ノ餘裕ガナイ爲ニ更ニソレヲ一週間延期シテ戴キタイト存シマス、モウ既に其ノ時間ハ切レテ居ルノデアリマスカラ、ソレヲ更ニ訂正致シマシテ、本裁判所ノ決定カラ一週間ニ延バシテ戴キタイノデアリマス、五月二十五日ト云フ日ヲ決定シタノ、裁判長控室ニ於テ五月十五日ニ決ツタモノデアリマス、此ノ申立ノ理由ハ、其ノ第二「パラグラフ」ニ明記シテアルノデアリマス、是等ノ申立ハ、他ノ準備中ノ申立ガ決定サレルマデハ、何等手ヲ着ケルコトハ出来ナカツタノデアリマス、更ニ本裁判所ガマダ決定理由ヲ發表シテ居ラナイノデ、何レハ發表サレルト思ヒマスガ、其ノ發表理由ガ分ラナ

○フアーネス辯護人 若シ當法廷ニ米國人ノ辯護人ノ「リスト」ヲ讀ムト云フコトニナリマスト、本件ハ何モ別ニ此ノ進行上ニ關係シナイコトダト思ヒマス、「アメリカ」以外ノ、ヨソノ國カラ辯護人ガ來ルト云フヤウナコトニ付テモ私ハ存ジマセヌ、私達ノ申出ハ非常ニ妥當ダト思ヒマスノデ、之ヲ御容レ下サルコトヲ要求致シマス

○ウエップ裁判長 私、裁判長ト致シマシテ一九四六年五月二十五日ヲ定メタ時ニ、各被告ハ總テ辯護人ニ依ツテ代表サレテ居タノデアリマス、殘餘ノ項目ニ關シマシテハ後廻シト致シマス

サレタノデアリマス、他ノ動議ハ既ニ十分ニ又長期ニ互ツテ論議サレタノデアリマスガ、此ノ問題ニ付テハ既ニ裁判所ニ提出サレテアルノデアリマシテ、又裁判長閣下以下各判事ハ之ニ付テ能ク承知サレテ居ルト存シマス、此ノ動議ヲ單ニ此ノ法廷ニ提出ダケサセテ戴イテ更ニ申上ゲルコトヲ控ヘマス

○ウエップ裁判長 本件並ニ是ト、同様ノ事件ニ關シマシテハ、檢察官ノ意見ヲ聽ク必要ハアリマセヌ、既ニ我々ノ同僚判官ト一緒ニ、既ニ是ハ討論シタコトデアリマス、隨テ本申立ハ却下致シマス

○フアーネス辯護人 只今「キーン」主席檢察官ノ言ハレタコトヲ播擧ンデ申上ゲマス、本裁判所ノ記録ノ爲ニ「アメリカ」側辯護人ノ名簿ヲ書記局ノ方ニ依ツテ讀ムゲテ戴キタイト云フコトデアリマス、サモナケレバ、又何時何處カラ「リレー」式ニ辯護人ガヤツテ來ルカ分ラナイノデアリマス、其ノ爲ニ裁判ハ非常ニ遅レルノデアリマス、モウ既に妥當ナル期間ハ被告側ニ與ヘテアルノデアリマシテ、若シ此ノ名簿ヲ讀ムゲレバ、ハツキリシタ其ノ妥當ナル期間ヲ與ヘタカドウカト云フコトハ分ルト云フコトデアリマス

○ウエップ裁判長 裁判長ト致シマシテ一九四六年五月二十五日ヲ定メタ時ニ、各被告ハ總テ辯護人ニ依ツテ代表サレテ居タノデアリマス、殘餘ノ項目ニ關シマシテハ後廻シト致シマス

○フアーネス辯護人 若シ當法廷ニ米國人ノ辯護人ノ「リスト」ヲ讀ムト云フコトニナリマスト、本件ハ何モ別ニ此ノ進行上ニ關係シナイコトダト思ヒマス、「アメリカ」以外ノ、ヨソノ國カラ辯護人ガ來ルト云フヤウナコトニ付テモ私ハ存ジマセヌ、私達ノ申出ハ非常ニ妥當ダト思ヒマスノデ、之ヲ御容レ下サルコトヲ要求致シマス

○ウエップ裁判長 私、裁判長ト致シマシテ一九四六年五月二十五日ヲ定メタ時ニ、各被告ハ總テ辯護人ニ依ツテ代表サレテ居タノデアリマス、殘餘ノ項目ニ關シマシテハ後廻シト致シマス

○ウエップ裁判長 裁判長ト致シマシテ一九四六年五月二十五日ヲ定メタ時ニ、各被告ハ總テ辯護人ニ依ツテ代表サレテ居タノデアリマス、殘餘ノ項目ニ關シマシテハ後廻シト致シマス

○ウエップ裁判長 裁判長ト致シマシテ一九四六年五月二十五日ヲ定メタ時ニ、各被告ハ總テ辯護人ニ依ツテ代表サレテ居タノデアリマス、殘餘ノ項目ニ關シマシテハ後廻シト致シマス

主席檢察官ニ御尋ね致シマスガ、アナタハ本日當法廷テ劈頭陳述ヲナサル御豫定デゴザイマスカ

○キーナン檢察官 私ノ劈頭陳述ハ非常ニ長イモノデアリマシテ、私ハ本格的裁判ノ劈頭ニ、ソレヲ提出スルコトト考ヘテ居リマシタガ、若シ裁判所ニ差支ヘガゴザイマセヌデシタラ、此ノ劈頭陳述ハ既ニ準備サレ、日語譯モ出來テ居リマスノデ、團朝ヤリタイト存ジマス

○ウエツブ裁判長 ソレデハ譯文ノ訂正ヲ今此處テ要求致シマス

○キーナン檢察官 法廷ニ申上ゲマスガ、私ノ劈頭陳述ガ終リマス、直クニ證據書類ノ調べニ入りタイト思ヒマス

○ウエツブ裁判長 別ニ訂正ヲスルヤウナコトモナイト思ヒマス

「マンズフィールド」檢事ガ申出ラレマシタ申出ノ「コッビー」ガ判事ニ渡ルマデ、正午マデ休憩シタイト思ヒマス——十一時マデト訂正致シマス

午前十時四十七分休憩

午前十一時開廷

○ウエツブ裁判長 (通譯ナシ)

○キーナン檢察官 (通譯ナシ)

○ウエツブ裁判長 (通譯ナシ)

○キーナン檢察官 (通譯ナシ) [嚴本通譯 只今マデノ所ヲ取纏メテ申上ゲマス、裁判長閣下ヨリ、辯護人側カラ申請シマシタ延期ノ申請ハ之ヲ一週間延期スルコトヲ許スト云フコトガゴザイマシタ、ソシテ其ノ次ニ主席檢察官側カラモ、劈頭陳述ヲ直グスルヤウニ言ハレタノデアリマス]

○ウエツブ裁判長 主席檢察官側ハ明朝其ノ陳述ヲサレタ方ガ更ニ都合ガ好イト云フコトヲ言ハレタノデアリマスガ、ソレナラバ明朝之ヲ陳述シテモ宜シイ、ソシテ其ノ後十日間休憩シマス

○キーナン檢察官 辯護人ガ只今協議致シマシ

テ、水曜日ニ劈頭ノ陳述ヲヤルコトニ異存ハナイト申シマスガ、私トシテハ是ハ洵ニ不可解デアリマス、辯護人側ト致シマシテ、何時劈頭ノ陳述ヲヤルカニ付テハ、ソレ等ノ權利ニ付テハ何等ノ影響ガナイモノダト私ハ思フノデアリマスガ、既ニ私ノ劈頭ノ陳述ヲ寫シハ十四時間以前カラ——是ハ今マデ會テナイコトデアリマスガ、十四時間前カラ向フニ渡シテアルノデアリマス(訂正 伊丹モニター「四十八時間前」)一日モ早クヤル程宜イト思フノデアリマス、六月ノ三日ニ行フコトハ、私ノ方ト致シマシテハ既ニ準備モ出來テ居リマスシ、證人ヤ證據書類モ皆準備シテアルノデアリマスカラ、一日モ早クヤリタイト思フノデアリマス

○ウエツブ裁判長 其ノ意見ヲ綜合致シマスルト、水曜日ト云フコトニハ大體異議ハナイヤウニ思ハレルノデアリマス、實ハ之ニ依ツテ時ヲ失フト云フコトハナイノデアリマシテ、私共トシテハ、之ニ依リマシテ、檢察側ノ劈頭陳述ノ寫シ十分ニ皆ガ見ル時間ヲ與ヘルコトニナルノデアリマス、辯護人ト致シマシテハ、其ノ劈頭ノ陳述中何等ノ抗辯ヲシタイト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス

○キーナン檢察官 明日劈頭陳述ヲヤルコトニ決定致シマシタ

○ウエツブ裁判長 法廷ト致シマシテハ、「キーナン」主席檢察官ノ明朝劈頭陳述ヲスルト云フ希望ヲ許シ、其ノ後六月十三日マデ休憩ヲ致スコトニ決定致シマス、此ノ豫備的ノ陳述ヲスルト云フコトヲ時期ヲ延バシタノデアリマスガ、此ノ間ニ於テ何等カノ動議ガアレバ之ヲスルコトヲ許可致シマス

此ノ次ニ各個別ノ陳述ヲスルト云フコトニ關スル動議デアリマス

○マンズフィールド檢察官 裁判長ノ特別ノ許可ヲ以テ何時デモ動議ヲ提出シ得ルト云フ件ニ付キマシテハ、檢察ト致シマシテ斯ウ云フ動議ガサレタ時ニハ通知ヲ受ケテ出廷シ、之ニ意見ヲ申述ベラレルヤウニシテ貰ヒタイノデアリマス

○ウエツブ裁判長 私ガ既ニ宣告シマシタコト

ニ依リマシテ、其ノ點ハ包含サレテ居ルト思ヒマス

○マンズフィールド檢察官 只今ノ申立ニ關シマシテ、私ハ先ツ第一ノ申立ヲ採用致シマス、即チ本審理ニ關スル個別ノ事項ニ付テ個別ノ陳述ヲシ得ルト云フ問題デアリマス、條例十五條ノCハ檢察官並ニ各被告人ハ代理セラレ居ル場合ハ辯護人ニ限リ簡單ナル劈頭陳述ヲナスコトヲ得ト述ベテアリマス、檢察側ト致シマシテハ此ノ陳述ヲ附屬書A、D、Eニ屬スル部分ニ之ヲ分割シテ行フコトヲ便利ト認メタノデアリマス、劈頭ニ本件全部ニ付テ陳述ヲシマス場合ニハ、重要ナル證據ガ出マシタ時ニ、其ノ劈頭陳述ノ價值ガ失ハレルノデアリマス、即チ此ノ申立ノ許可ニ依ツテ條例十二條A、B、Dニ記載セラレテアルコトヲ有效ニ確保スルモノダト申立テ爾譯デアリマス、即チ審理ヲ起訴事實ニ付キ生ジタル等點ヲ迅速ナル取調ニ嚴格ニ限定スル「ロ」不當ニ審理ヲ遅延セシメルガ如ク行爲ヲ防止スル爲メ嚴重ナル手段ヲ執ル限リ其ノ如何ナル種類タル間ハズ起訴事實ニ關係ナキ等點及ビ陳述ヲ排除スルコトデアリマス、即チ此ノ申立ノ許可セラレレルニ付テハ、辯護側ハ何等ノ不利益ヲ受ケルノデハナク、寧ろ辯護側及ビ裁判所ヲ援助スルコトニナルト云フノデアリマス、辯護側カラ此ノ申立ノ許可ニ付テ異議ガナイト存ジマス、第二ノ申立即チ日本政府其ノ他ノ申立及ビ公文書ノ眞實性ヲ證憑スルコトナク之ヲ使用スルコトニ付キマシテハ、條例十三條ノDヲ引用致シマス、裁判所ノ顯著ナル事實——本裁判所ハ公知ノ事實乃至ハ國家ノ公式ノ文書及ビ報告書ノ眞實性乃至ハ或ル國際聯合加盟國ノ軍事機關又ハ其ノ他ノ機關ノ作成ニ係ル調書及ビ記録ノ決定ノ眞實性ニ付テハ、其ノ實證ヲ要セザルモノトス、檢察側ノ求メテ居リマスルコトハ、聯合國ノ公文書ニ與ヘテ居リマスル同ジ待遇ヲ日本政府ノ公文書ニモ之ヲ與ヘルコトデアリマシテ、之ニ依リマシテ或ハ數百通ニモ上ル斯ル文書ニ其ノ眞實性ヲ證憑ヲ付ケナイト云フコトデアリマシテ、此ノ文書自體ハ、既ニ日本政府

ガ公文書ト主張シテ居ルモノデアリマス、被告入ガ或ル文書ガ無關係デアルトカ、其ノ他ノ理由ニ依ツテ之ヲ排除スル權利ニハ何等ノ影響ハナイノデアリマス、條例十三條ノCノ一ヲ採用致シマシテ、機密上ノ種別如何ニ拘ラズ且ツ發行又ハ署名ニ關スル證明ノ有無間ハズ、或ル政府ノ軍隊ニ屬スル將校、官廳機關乃至ハ構成員ノ發行又ハ署名ニ係ルモノト、本裁判所ニ於テ認マレル文書ノ方デアリマスガ、此ノ項目ニ是ガ含まレルカモ存ジマセヌケレドモ、疑ヒヲ全クナカシムル爲ニ此ノ申立ニ之ヲ含ンダノデアリマス、條例十三條ノAニモ採用致シテ居リマス、第三ノ申立即チ裁判所ニ承知ノ事實ニ付キマシテハ、添附サレマシタA表ノ事實ニ付テ裁判所ガ之ヲ公知ノ事實ト認メタルコトヲ申立テ爾譯デアリマス、其ノ目的ハ即チ或ル事實及ビ一定ノ期日及ビ年號、月日等ヲ公知ノ事實トシテ認メテ、之ヲ利用スルコト云フコトデアリマス、十三條ノDニ關聯ノアルモノデアリマス、併シ之ヲ決定致シマスニシテモ、各事件ノ細目等ガ必ズシモ總同同意サレテ認メラレタモノ、又ハ論點ノ或ル場合ガ之ニ依ツテ決定セラレタモノトハ解釋サレナイノデアリマス、檢察側ガ申立テテ居ルコトハ、例ハバ奉天事件ガ一九三一年九月ノ十八日ニ起ツタト云フ事實ヲ確認スルコトデアリマシテ、其ノ内容ノ細カイ點ニ付テ之ヲ決定スルノデハナイノデアリマス、(訂正 伊丹モニター「檢事ハ十二月十八日ト仰シヤイマシタ」)外ニ五ツノ事件モ舉ゲテアリマスガ、其ノ表題及ビ記シ方ニ付テハ或ハ他ノ言葉ヲ使ツテモ宜カツタノデアリカモ存ジマセヌ、例ハバ三十一號ニ付テモ論議ガアルカモ存ジマセヌ、即チ國際聯盟ニ於テ日本ヲ侵略國ト決定シ、滿洲國ノ不承認ヲ勸告シタト云フ事實ノ如キモノデアリマス、例ハバ是ガ論議ヲ起サナイヤウナ書キ方ニ變ヘテ、國際聯盟總會ガ滿洲事變ニ關シテ決議ヲ爲シタト記シテモ宜イノデアリマス

○ウエツブ裁判長 マダソレ以上色々ナ點ガゴザイマスカ

○マンズフィールド検査官 アト五ツ位デアリマス、外ニハ四十七號ノ中ニアル「機密」ト云フ字ヲ削除シテモ宜イデアリマス、又五十九號ニモ、是ハ議論ヲ起シ得ルモノデアリマシテ、之ヲ九國條約ニ關スル日本ノ態度ニ關スル國際聯盟ノ聲明ト云フ風ニ訂正シテモ宜イデアリマス、最後ノハ八十五號デアリマシテ、是ニハ日本ガ曾テ「サブライズ」ト云フ言葉ガアリマス、此ノ「サブライズ」ト云フ字ヲ削除シテモ宜イデアリマス

○ウエップ裁判長 結局之ヲ簡單ニ記シテ、サウシテアナタ方ノ方ノ解釋ヲ記スト云フコトニ歸スルデアリマセヌカ

○マンズフィールド検査官 他ノ點ニ付キマシテハ何等ノ外部ノ解釋ヲ付セナイデ記シテアリマス、裁判所ガ此ノ事件ヲ公知ノ事實トシテ認ムルコトハ、本事件ガ採用サレル場合ニ、被告人ガ之ニ付テ其ノ事實及ビ關聯性ニ付テ異議ヲ申立テルコトヲ妨ゲナイデアリマス

○ウエップ裁判長 此ノ點ニ付テ何カ動議サレタコトガアリマスカ

○マンズフィールド検査官 之ヲ研究、協議致シマシタ結果、此ノ事件其ノモノニ付テ共同ノ意見ニハ今達シ得ラレナイコトガ分リマシタガ、書類其ノモノニ付テ同意ガ得ラレナイデアリマス、條例ノ十三條ノA、及ビ既ニ採用致シマシタ條例十三條ノBニモ關聯致シマス、即チ是等ガ全部十三條B、裁判所ガ其ノ證明ヲ要セザル公知ノ事實トシテ取扱ハレルコトヲ請求スルデアリマス

第四ノ申立ニ對シマシテハ、之ヲ公知ノ事實トシテ認定シテ賞ヒタイト云フコトハ、或ハ其ノ用語ニ不備ガアルカモ存ジマセヌガ、其ノ目的ハ檢察側ガ斯ウ云フ一件書類ヲ採用スル場合ニ、是等ノ眞實性ニ付テ正式ナ證明ヲ得難イト云フコト、及ビ辯護側ニ於テハ斯カル書類ガ採用サレマシタ場合ニハ、其ノ事實、若クハ其ノ他ノ理由ニ付テ之ヲ排除シ得ル權利ヲ損シナイト云フコトデアリマス
此ノ申立ヲ御許可ニナレバ、且ツ此ノ附屬表

ニ書イテアリマス期日、即チ單ナル此ノ文書ノ種類ヲハッキリサセルモノトシテ取扱ハレルモノナラバ、辯護側ハ何等ノ不利益モナイト存ジマス、例ヘバ第三十四號、三十七號ノ如キモ、或ハ論争ヲ起シ得ルモノデアリマスガ、三十四號ニハ、國際聯盟二月二十四日ノ決議ニ於テ、日本ヲ滿洲國ニ於ケル侵略國ト認ムト云フモノノ如キデアリマスガ、之ヲ唯其ノ書類ヲ指スモノト云フ風ニ解釋サレ、バ宜イデアリマス

此ノ文書ハ總テ條例十三ノC一及ビ條例十三ノDニ包含サレルモノデアリマス、其ノ條文ノ朗讀ヲ略シマス、即チ此ノ書類ノ一部若クハ全部ノ表ヲ作ルト云フ意味デ之ヲ裁判所ニ提出シタデアリマス、尙ホ條例十三條ノA、證據能力、本裁判所ハ證據ニ關スル技術的方法ニ拘束セラルルコトナシ、本裁判所ハ迅速且ツ便宜ノ手續ヲ最大限度ニ採用且ツ適用ノ如何ナル證據ヲ證明力アルモノト認ムル限リ如何ナル證據ヲ採用スルモノト云々ノ條文ノ範圍ニ入ルモノアリマス文書ノ代リニ次ノヤウニ訂正致シタインデアリマス

檢察側ハ表附記Bニ記録セラレアル文書ヲ、何等ノ證明ヲ提出セズシテ之ヲ採用スルコトヲ許可スル

第五ノ申立ハ檢察側及辯護側ニ依リ提出セラレ、證據物ハ通シ番號ヲ附セラレルト云フコトデアリマス、是ハ單ニ形式ノ問題デアリマスガ、其ノ入レマシタ——之ヲ申立ニ含メマシタノハ、即チ證據調べガ始マリマス前ニ之ヲ決定シテ戴キタイト云フ意味デアリマシテ、或ル國デハ檢察側及辯護側別ニ二ツノ證據物ノ表ヲ作ルデアリマスガ、運用上及ビ事務ノ手續上一ツノ表ニシテ提出ノ日附順ニ依ツテ之ニ番號ヲ附スル方ガ簡單デアルト思フデアリマス

○ウエップ裁判長 サウシマスアトナタノ申立ハ、法廷ハ正當ノモノデアアルカドデアアルカト云フ證據ナシニ檢察側カラノ書類ヲ受入レル、サウシテ之ヲ證據トシテ取扱フト云フコトニ歸スルノデアリマセヌカ

○マンズフィールド検査官 今裁判長ノ申サレタ通りニシテ戴キタイノデアリマス

○ウエップ裁判長 ソレナラバサウ云フ風ニ訂正ヲ願ヒマス

○マンズフィールド検査官 檢察側ハ斯カル手續ヲ採用ニ依ツテ、本件ノ速カ、且ツ正シキ提出ヲ促進スルモノト信ズルデアリマシテ、此ノ御許可ヲ申立テルデアリマス

○ブレイクニ辯護人 私ハ此ノ動議ヲ各個別ニ、異議ヲ申立テナイ容疑者ニ對シテ申立テルデアリマス、此ノ申立ノ理由ト致シマス所ハ第一項ノ理由第一ヲ引用スルデアリマス、第二項ニ付キマシテハ日本政府ノ公文書——證明スルニ要スル書類ヲ添付スルコトナクシテ提出スルコトヲ許可ヲ得タイノデアリマス、此ノ點ニ關シマスニ辯護人側トシテハ、審理ノ迅速ヲ期スル爲ニ何等ノ檢察側カラノ申立ニ對シテ異議ヲ申上ゲルモノデアリマス、併シナガラ我々辯護人側ト致シマシテハ斯ウ云フコトヲ申立テナイデアリマス、即チ各證據ノ是ガ正確ナモノデアルト云フコトヲ、常ニ證明シテ戴ク所ノ權利ヲ、常ニ保留シタイト云フコトデアリマス、例ヘバ提出セラレマシタ證據ニ付キマシテ、何等此ノ正確性ヲ表明スル書類ガ添付サレテアリマセヌコトハ異議ヲ申立テルモノデアリマシテ、更ニ此ノ正確性ヲ疑フコトガ出來ルト云フ權利ヲ保留シタイト云フ點デアリマス

○ウエップ裁判長 其ノ動議ハ常ニスルコトガ出來マス

○ブレイクニ辯護人 「マンズフィールド」氏ノ此ノ提出サレマシタ證據ニ付テ、事件ニ關係ガアルカドデアアルカト云フ將來ニ付テ、之ニ對シテ申立テスルコトガ出來ルト云フコトデアアルナラバ、辯護人側ト致シマシテハ之ニ異議ヲ申立テルモノデアリナイデアリマス、動議三及ビ四ニ對シマシテモ、同様何等異議ヲ申立テルモノデアリマセヌカ、唯此ノ提出セラレマシ

タ書類ニ番號ヲ附ケマシテ、サウシテ双方カラ之ヲ引用スルコトガ出來ルヤウニシタイト云フ點ヲ申立テマス、訂正(伊丹モニター)番號ノミナラズ索引ヲ附ケテ各關係者ガ利用出來ルヤウニシテ戴キタイ)サウシテ同時ニ檢察官側デ其ノ證據書類ニ關シテ取り得ル處置ハ辯護人側ニ於テモ同時ニ其ノ利益ニ均霑スルト云フコトハ、是ハ言ハズシテ明カナコトデアラウト存ジマス、ソレハ此ノ第三ノ動議ニ關シマシテ此ノ實質ニ付テ申シテ見タイト思ヒマス、「マンズフィールド」氏ガ言ハシマシタコトハ正シイト思フデアリマスガ、此ノ動議第三ニ付キマシテハ、檢察官側及ビ辯護人側ニ於キマシテ、同意ヲ一定ノ諒解ニ達スルコトガ出來ナイト云ハレマシタガ、是ハ洵ニ理由ノアルコトダト思ヒマス、此ノ動議ニ關シマシテハ、法廷——裁判所ハ單ニ事件ノ起リマシタ其ノ日附ノミヲ「スケヂュール」ニ入レルト云フコトヲ申請セラレタデアリマス、「スケヂュール」ノAニアリマス通りニ他ノ事實ヲ立證スル義務ガアルト信ズルデアリマス、即チ檢察側ノ要求致シテ居リマスコトハ、其ノ事實又日附ヲ含ムモノ、出來事ノ事實、公知ノ事實トシテ取扱ツテ賞ヒタイト云フコトデアリマス、勿論動議ソレ自身ハサウ云フ風ニ書イテナサレタモノデアリマシケレドモ、其ノ言葉ヲ付度致シマス、今申シマシタヤウナコトニナルデアリマシテ、ソレハドチラカト申シマス普通ニハ餘リナサレナイヤウナ種類ノモノデアリマス、若シ檢察官側ノ申立ノ通りニ各事件ノ日附ノミヲ認メルト云フコトニナリマス、ドノ點マデ裁判所ガ之ヲ認知スルカト云フ範圍ヲ決定スルコトガ、非常ニ難カシクナルト思フデアリマス、例ヘバ全世界ハ一九三一年十二月ノ十八日ニ、所謂奉天事件ナルモノガ起ツタト云フコトヲ知ツテ居ルデアリマスガ、併シナガラ日本國ニ於テハ、公知ノ事實デハナイデアリマス、サウ致シマスト是カラ推シテ參リマスナラバ、法廷ハ一九三一年十二月ノ十八日ニ、何等カノ事件ガ起ツタト云フコトニ止マル譯デアリマ

ス、然ラバ此ノ事件ニ關シテハ、日本側ノ事件ノ性質ヲ斯ウ云フモノデアルト考ヘタコトヲ、法廷ヲ採用スベキカ、若シクハ支那側ノ事件ノ性質ヲ考ヘマシタ其ノコトヲ採用スベキカト云フ議論ガ茲ニ起ル譯デアリマス、之ヲ約言致シマスナラバ如何ナル事件ニ於キマシテモ、此ノ眞ノ性質ト云フコトニ關シテハ、如何ナル場合ニモ數多ノ論議ヲ起スモノデアリマス、而シテ此ノ裁判所ノ機能、其ノ職務ト云フモノハ此ノ事件ノ本質ヲ決定スルト云フコトニナルノデハナイカト思ヒマス、例ヘバ之ヲ假ニ法廷ガ、法的、法認、認知スルト云フコトヲ一口ニ言ツテ見マシタナラバ、(訂正) 伊丹モニター「法的、認知ト云フ言葉其ノモノハ、言葉遣ヒノ上デ穩カナラヌト考ヘラレド、各事件ト云フモノハ、何等ノ證據ナシニ、サウ云フ風ニ惹起サレタモノデアルト云フコトヲ裁判所ガ之ヲ法的認知スルト云フコトニナリマス

○ウエツ裁判長 ドノ位時間ガ掛カルカト云フ質問ガアリマシタ

○ブレイクニ辯護人 マダ數分間掛カル豫定デアリマス

○ウエツ裁判長 續ケテ下サイ

○ブレイクニ辯護人 ソレデハ只今證據ト云フコトヲ私ガ申シマシタノデ、其ノ理由ヲ一寸御説明申上ゲタイト思ヒマス、法的認知ト云フコトヲ致シマスルノニハ、私ノ了解スル所ニ依レバ、ドレ程ノ時間ガ掛リマセウトモ、先ツ此ノ證據ト云フモノヲ提出シナケレバナラナイモノダト信ズルノデアリマス、例ヘバ私ハ茲ニ奉天事件ト云フ言葉ヲ使ヒマシタガ、是ハ「マンズファイルド」氏ノ使ハレマシタ言葉ニ從ツテ申シテ居ルノデアリマスガ、此ノ起訴狀ノ中ニハ、之ヲ「一ツノ既ニ起ツタ事實トシテ、犯罪トシテ書イテアルノデアリマス、併シナガラ此ノ奉天事件ヲ、犯罪事實デアルト云フコトニ決定スル爲ニハ、先ツ茲ニ證據ト云フモノヲ提出セラレナケレバナラナイト思フノデアリマス、若シソレガ眞實デアルトシタナラバ、法廷ノ法的認

知ヲスルコトハ、何ニ依ツテ之ヲ法的認知ヲスルノデアリマスカ、此ノ奉天事件ナルモノヲ私ガ例トシテ引キマシタコトハ、或ハ面白クナカツタカモ知レマセヌ、ナゼナラバ是ハ奉天事件トシテ、法的ニ認メラレテアルコトデアアルカラデアリマス、而シテ茲ニ正確ナコトハ分リマセヌガ、凡ソ百ニモ餘ル所ノ事件ニ關シテ一々「アメリカ側」辯護人カラ此ヲ只今私ガ申シマシタノト同様ノ異議ガ申立テラレドデアリマセウシ、又日本人辯護人ト致シマシテモ、約三十二ノ事件ニ關シテ同様ナル異議ノ申立ガ出來ル譯デアリマス、若シ檢察官側ト致シマシテ、此ノ奉天事件ニ關シテ之ヲ論議シヨウトスルノデアリマシタナラバ、之ニ必要デアルト考ヘラレル所ノ證據、其ノ外ノモノガナク、唯日附ノトヲ私ハ疑フ次第デアリマス、サウシテ之ヲ私ハ敢テ斯ウ申シタイ、即チ檢察官側ト致シマシテハ、法的認知ナル名前ノ下ニ此ノ各個ノ事件ヲ證明スルコトノ責任ヲ避ケンテスルモノデアルト云フ風ニ申上ゲテモ宜イカト思フノデアリマス(訂正) 伊丹モニター「其ノ見解ノ下ニ總テノ被告ノ代理人ト致シマシテ異議ヲ申立テマス」第四ノ動議即チ文書、書證ニ關スル點ニ移リマス、此ノ點ニ關シマシテハ第一ニ法廷、其次ニ辯護人側カラ修正ノ申立若シクハ申渡ガアリマシタノデ、其ノ實際ハドウ云フ風ニナツテ居ルカト云フコトニ付テハツキリ分ラナイノデアリマス、隨テ此ノ動議ノ正確ナル言葉遣ヒト云フコトカラ離レマシテ、私ハ茲ニ申立ヲ申シタイト思フノデアリマス、ナゼナラバ私ノ心中ニハ檢察官側ガドウ云フ希望ヲ持ツテ居ラレルカト云フコトハ明瞭デアルカラデアリマス、此ノ動議ニ關シマシテ再ビ法的認知ナル言葉ガ使ハレテ居リマスガ、私ハ茲ニ再ビ此ノ言葉ノ使ヒ方ガ餘リ面白クナイト云フコトヲ申立テタイノデアリマス、然ラバ國際聯盟ノ規約三十四條ヲ引用シテ見タイト思ヒマス(訂正) 伊丹モニター「國際聯盟ノ決議即チ第三十四號ニ付テ申上ゲマス」然ラバ、裁判所ト致シマシテ、ド

ノ言葉ガ使ハレテ居ルモノデアルト云フ法的認知ヲサレドデアリマセウカ、第一ニ使ハレタ言葉ハフランス語デアリマス、更ニ三十七項ニ關シマシテ、日本及ビ「タイ」國間ノ條約ニ關シマシテハ、ドノ言葉ガ、サウシテ誰ノ翻譯ニ關シテ此ノ法廷ハ法的認知ヲ與ヘルノデアリマシマカ、(伊丹モニター「四十七項」)是ハ法的認知ノ問題デアリマセヌ、寧ろ如何ナル法的措置ガ、此ノ法的認知ヲスルニ付テサレナケレバナラナイカト云フ點ナノデアリマス、私ハ此ノ被告、殆ンド全部ヲ代理シテ此ノコトヲ申スノデアリマシテ、或ハ二三更ニ之ニ辯護人トシテ附ケ加ヘル方ガアルカモ知レマセヌ

只今最初ノ翻譯ニ附加ヘタイノデアリマスガ、如何ナル法的ノ措置ガ必要デアルカ、法廷トシテ此ノ法的認知ヲスルニハ、如何ナル法的ノ措置ガ必要デアルカト云フコトニ關シマシテ、私ノ申シマスコトハ、被告ノ殆ンド全部ヲ代表シテ申スコトデアリマス、被告ノ動議ハ即チ此ノ法的認知ナル言葉ヲ是カラ削除スルト云フコトニ歸スルノデアリマスガ、私ハ又更ニ此ノ關聯性若シクハ其ノ正確サト云フヤウナコトニ關シテ將來更ニ私共ガ異議ヲ申立テルト云フ權利ヲ留保シタイト云フコトヲ併セテ申述ベマス、併シナガラ私ハ是ハ檢察官側ノ爲ニモ、又辯護人ノ爲ニモ、一ツノ事件ガ或ル被告ニ對シテ之ヲ罪セラレル場合ニ於キマシテハ、正確ナル證據ガ之ニ與ヘラレルト云フコトハ必要ノモノデアルト云フコトヲ感ズルノデアリマス、サウシテ此ノ點ニ關シマシテハ、私ハ檢察官側ガ反對ヲ持タレルコトナク、寧ろ之ニ同意ヲ表セラレルモノデアルコトヲ信ズルノデアリマ

ニ於キマシテ、此ノ書證ヲ檢査致シマシタ時ニ見出サレマシタナラバ、之ヲモ合セテ法廷ニ申立テルト云フ權利ヲ留保シタイトデアリマス、例ヘバ「一ツノ條約」如キモノデアリマスガ、此ノ條約ガ法廷ニ證據トシテ提出セラレマシタ時ニ、是ガ最後ノモノデハナク、單ニソレニ達スルマデノモノデアアツタト云フ一ツノ證據デアツタト云フヤウナ點ヲ私ハ指シテ居ルノデアリマス、更ニ私ハ法廷ガ檢察官側ニ對シテ與ヘラレマシタ所ノ權利、即チ如何ナル場合ニ於キマシテモ、書證ヲ提出シ得ルト云フ其ノ權利ヲ合ハセテ辯護人側ニモ與ヘラレシコトヲ申請スル次第デアリマス、私ハ全部ノ容疑者ヲ代表シテ之ヲ申立テスルコトハ出來ヌト申シマシタガ、或ハ二三ノ意見ヲ申立テラレル方ガアルヤモ知レマセヌ

○清瀬辯護人 裁判長、一言御許シテ願ヒタイト思ヒマス、此ノ檢察官側ガ御出シニナツタ「モーション」ノ日本譯ガ、日本辯護士ニ渡サレテ居ラスノデアリマス、簡單法廷ノ質問應答ナラバ、此ノ法廷ノ通譯ヲ了解シ得マスルガ、此ノ「モーション」ニハ「スケヂュール」ノA、是ハ九枚マデ百三十二ノ事項ガ書イテアルノデアリマス「スケヂュール」ノBハ各種ノ文書デ、其ノ文書ノ數ダケデモ九十五デアリマス、私ハ日本辯護士ガ此ノ各A及ビBノ表ヲ得テ、檢事ガ何ヲ「ジュディシアル・ノーツ」ト云フ主張サレルカヲ檢討スルマデ、裁判所ノ決定ヲ御延期願ヒタイト思ヒマス、私ガ此ノ法廷デ一寸借リテ其ノ表ヲ見マシタダケデモ、多數ノ誤リガアリマス、例ヘバ滿洲國ノ建國ハ一九三二年三月九日デアリマセヌ、然ルニ「スケヂュール」Aニハ其ノ二十三項ニ一九三二年三月九日ト書イテアリマスガ、實ニ了解シ難イコトデアリマシテ、期樣ナルコトヲ「ジュディシアル・ノーツ」トスルコトハ非常ニ大キナ誤リヲ來シマス、四十七項ハ日本ト「ドイツ」ノ秘密條約ト云フコトデアリマスガ、世ノ中ニ秘密條約ガ「ジュディシアル・ノーツ」ト云フコトハ如何ナルコトデアアルカ、私共日本人

モマダ此ノ秘密ハ知リマセヌ、裁判官モ恐ラク御存ジナイト思ヒマス、第七十七項ニハ一九三八年ノ十二月十六日ニ「チャイナ・アフエヤーズ・ボード」ガ出来タト云ツテ居ルノデアリマス、ソノナモノハ出来テ居リマセヌ、此ノ時ニ出来タノハ興亞院デアリマシテ、英語ニ翻譯スレバ「グレート・フアー・イースト・エイシア・ボード」デアリマス、九十四項ハ大政翼賛會ノ創立ガ一九四〇年ノ十二月十七日デアリマスガ、是モ全然誤リデアリマス、九十七項ニハ「D・R・A・A」ト云フモノガアリマスガ、是ハ何モノデアレカ私ハ知リマセヌ、百十六ニハ日本ガ「タイ」ニ侵略ヲシタ「ジャパン・インヴェーデッド・タイランド」ト云ツテ居リマスガ、我々ハ「インヴェイジョン」ハヤリマセヌ、我々ハ合議ノ上通過「トランシット」ヲシタノデアリマス、是ハ極ク僅カノ間此ノ法廷デ私ガ之ヲ一見シタダケテ發見シタ誤リデアリマスガ、之ヲ翻譯シテ二十數名ノ我々ノ同僚ニ見セタイノデアリマス、「スケデニール」Bノ國際聯盟ノ文書、「タイ」ノ文書ニ「フランス語ヲ以テ「ジュディシアル・ノティス」ガ取レルカ「タイ」ノ言葉ヲ以テ取レルカハ同僚「ブレイクニ」ニ依ツテ既ニ御論ジニナリマシタ、五十五項ニハ日本憲法以下ノ我が國ノ各法規ガアリマス、若シ日本ノ成文ガ「ジュディシアル・ノティス」トシテ取レルナラバソレハ異存ハアリマセヌ、但シ軍令ノ如キ發布セラレナイモノハ日本辯護士モマダ知ラナイモノガアリマス、軍令第一號ハ本件ニ關係致シマスガ、此ノ「テキスト」ハ日本辯護士モマダ正確ニ知ツテ居リマセヌ、私ハ此ノ事件ヲ複雜ニスル考ヘハ毛頭ナイノデアリマスガ、被告ノ權利擁護ノ爲ニ、ドウカ日本辯護士ガ此ノ表ヲ通覽シテ能ク檢討シタ後ニ御決定アラシコトヲ切ニ御願ヒ申上ゲマス、終リ

○マンズフィールド檢察官 四分ダケデアリマス、此ノ書類ハ記述的ノモノトシテ受取ラレルモノトシマシテ、而シテ其ノ書類、書證中ニ何等カノ誤リヲ含ンデ居リマシタ場合ニハ、之更ニ將來檢討スルコトニ付キマシテ何等反對ヲ述ベル者デハゴサイマセヌ(訂正、伊丹モニター「此ノ書類ハ單ナル書類ノ内容ヲ描寫シタモノデアリマシテ、書類自體ガ後日ニ於テ其ノ内容ヲハツキリ示スデアラウト信ズル次第デアリマス)此ノ審理ノ早イ時期ニ於キマシテハ此ノ事件、其ノ起リマシタ事實ノ順序ニ從ツテ之ヲ記述致シマシテ、而シテ將來ニ於テソレ以上ニ正確ナル方法ニ依ツテ之ヲ區別シタイト思フノデアリマス、何等カ私ノ申立ニ付キマシテ辯護人側ニ於テ御聽キニタイ點ガアツタヤウニ承知致シマスガ、私ノ申上ゲマシタコトハ、單ニ公知ノ事實トシテ、或ル事件ヲ取扱ヘト云フニ過ギナイノデアリマス、檢察官側ト致シマシテハ、此ノ事件ノ正確サヲ證明スルト云フ義務ヲ避ケルト云フ意思ハ毫モナカツタノデアリマシテ、サウシテ唯事件ガアツタト云フコトヲ記述シタニ止マルノデアリマス、若シ此ノ公知ノ事實ニ付テ一々證據ヲ添付シナケレバナラザイト申スノデアリマシタナラバ、此ノ裁判所條例ノ中ニ、公知ノ事實ニ付テハ之ヲ證明スルコトヲ必要トシナイト云フ條例ハ全ク空文ニ等シイモノデアルト考ヘルノデアリマス

○ウエップ裁判長 裁判ハ之ヲ明日九時半マデ休廷致シマス

午後零時三十一分休廷